

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金

申請団体募集要項

標記助成金について、次のとおり募集します。

1 事業概要

(1) 事業名

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業

(2) 事業目的

平成28年熊本地震における被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費に対して、予算の範囲内で助成金を交付することにより、本市における被災地域と災害ボランティア団体が連携した迅速かつ効果的な被災者支援を推進する

(3) 助成内容

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱「別表1」のとお

(4) 募集期間

令和7年(2025年)5月26日から令和7年(2025年)7月4日まで

(5) 助成対象期間

助成金の交付決定の日から令和8年(2026年)3月31日まで

※交付決定前に実施した事業(経費)は対象外となります

(6) 予算総額

2,000,000円 (※1団体あたり100万円以内)

(7) 助成対象団体の選定

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第5条の審査会において、交付申請書その他関係書類を基に審査(採点)を行い、基準点以上である助成対象団体を選定する

(8) 審査基準

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱「別表2」のとお

2 申請方法

助成を受けようとする者は、以下の必要書類を提出すること

(1) 提出書類

次の書類を提出すること。

- ア 助成金交付申請書（様式第 1 号）
- イ NPO等のボランティア団体概要（別記（添付用）第 11 号様式）
- ウ 活動計画書（別記（添付用）第 12 号様式）
- エ 収支計画書（別記（添付用）第 13 号様式）
- オ 役員等名簿及び照会承諾書（添付用様式第 A 号）
- ※ 提出書類のサイズは A4 サイズとすること

(2) 提出期限

令和 7 年（2025 年）7 月 4 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出先

「3 担当部局」に示す場所

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

- ア 持参の場合は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（休日を除く）
- イ 郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着のこと
（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない）

(5) 提出後に、都合により辞退したいときは、その旨を書面（様式は自由）で提出すること

3 担当部局

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所本庁舎 12 階

熊本市 文化市民局 市民生活部 地域政策課

電話：096-328-2036（直通）

ファックス：096-351-2030

電子メール：chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

4 募集スケジュール

募集開始	令和 7 年（2025 年）5 月 26 日（月）
交付申請書の提出期限	令和 7 年（2025 年）7 月 4 日（金）
審査結果通知	令和 7 年（2025 年）7 月 25 日（金）頃発送予定

5 関係書類の配布について

(1) 関係書類の配布方法

関係書類（提出書類の様式等）は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は「3 担当部局」に示す場所で配布する
郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない

(2) 配布期間

令和 7 年（2025 年）5 月 26 日（月）から令和 7 年（2025 年）7 月 4 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする（ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という）を除く）

6 助成対象団体の選定

- (1) 熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱第 5 条の審査会において、交付申請書その他関係書類を基に審査（採点）を行い、基準点以上である助成対象団体を選定する
- (2) 審査の結果評価（点数）の高かった団体から順に予算の範囲内で選定する
- (3) (2)の選定後、予算に残額が生じた場合であっても、その残額が審査の結果次点となった団体の助成対象経費に満たない場合は、助成は行わない
- (4) 助成対象として選定された団体に対しては、交付決定通知書を送付する
- (5) 選定されなかった団体に対しては、不採択通知書を送付する

7 実績報告

事業完了後、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までに実績報告書に以下の書類

を添えて提出すること

- ・ 活動報告書
- ・ 収支計算書
- ・ その他（事業実施が分かる資料。領収書等）

8 その他

- ・ 本事業は熊本市の「平成28年熊本地震復興基金」を活用して実施するもの
- ・ その他、本事業の申請に際しては、熊本市復興支援ボランティア連携推進事業実施要綱及び別紙「Q & A」を参照すること

熊本市復興支援ボランティア連携推進事業費助成金 募集要項（別紙）Q&A

	Q		A
1	定義	「被災者」とは、住家に被害を受けた方や仮設住宅等に入居中の方に限りますか？	特に限定はしていません。住家に被害を受けられた方や、地震により心身に被害を受けられた方等も含みます。
2	対象者	熊本市内に本拠地や事務所を置いていない団体でも助成を受けることができますか？	本拠地や事務所の設置については、必ずしも本市に無くても構いません。ただし、対象期間を通じて本市域内で活動ができない場合は、必要な事務及び組織体制があるとは認められません。
3	対象者	営利団体であっても、活動自体が非営利の場合、助成対象となりますか？	営利を目的とした団体は、活動内容を問わず助成対象となりません。
4	対象事業	事業の活動地域や期間は、どのように設定するべきですか？	特定の場所のみではなく、広く被災者支援に資するよう、一時的な活動にとどまらずに実施されることを想定しています。
5	対象事業	一の団体が、熊本市及び他の市町村でも事業を実施する場合も、助成の対象となりますか？	本市を含む複数の市町村で事業を実施する場合であっても、いずれの市町村でも助成を受けることは可能です。ただし、本市の助成は、本市内において実施される事業の経費のみが対象となります。（他市町村で活動される分の経費は対象となりません。）
6	対象事業	事業実施の際、①子ども支援・親支援、②日常生活支援、③人材育成支援の全てを実施する必要がありますか？	①～③のいずれかを実施されれば対象となります。
7	対象経費	助成の対象となるのは、具体的にどのような経費ですか？	提出書類の「添付用第13号様式」の「別添経費項目留意事項」をご参照ください。
8	対象経費	ボランティア活動保険の保険料は、対象経費に含まれますか？	ボランティア活動保険の保険料も対象として差し支えありません。
9	助成額	実施する事業費に上限はありますか？	特に上限はありません。ただし、助成額の上限は、1団体あたり100万円までとなりますので、これを超える経費については助成されません。
10	助成額	助成対象経費（事業費）に下限はありますか？ 小額な事業でも対象となりますか？	特に下限はありません。ただし、本助成は、対象期間を通じて実施されることを想定しているため、一定額を要するものと考えています。
11	事業実施	一団体が単独で実施するより、より効果的な支援とするため、複数の団体が連携又は共同で実施する場合も対象となりますか？	単独で実施するよりより効果的な支援とするため、複数の団体が連携又は共同で実施する場合も対象となります。この場合、一団体が代表して申請してください（代表団体が経費を直接負担すること）。